

早稲田商学第 438 号
2013 年 12 月

中国における国有企业の改革と企業統治

——外部監督・監査を踏まえ——

金 山 権

はじめに

中国では、現在「国有企业」は一代名詞として使われ国営企業、国有企业、国有資本支配の株式制企業などを一般に国有企业と称している。中には、非株式制の国有独資企業、株式制に転換された国有独資会社（公司、株式会社を公司と称している）、国有持ち株会社（公司）、国有資本参加企業（公司）などが含まれている。しかし、2008年可決された「企業国有资产法」からみると、国有企业より国資企業と称するべきであるが、現状では一括して“国有企业”と称するのが一般論である。

中国での全ての活動は中国共产党の指導下で行われると憲法ではっきり定めている。社会主义国家である中国では5年ごとの共产党大会で国家運営の方針、政策などが決められている。2013年11月12日に閉幕した共产党第18回中央委員会第3次中央全体会議⁽¹⁾のコミュニケでは、“公有制（国有企业など）の主体的な役割を發揮させる”と定めている。国有企业は、ひとつの生産経営組織形態であると同時に、営利法人と公益法人の特徴も備えている。その営利性は、国有资产の価値保持と付加価値の追求において体现されている。また、その公益性は、国有企业の設立目的が通常、国家が経済調節にあり、国民経済各

分野の発展を調整する作用を持つ点に現れている。改革・開放以来国有企業改革は一貫して中国経済改革の中心課題として位置付けられてきたが、これは国有企業の支配的な立場に置かれているからである。

本稿では、国有企業改革を展開しながら変わってくる企業の形態を探り、専ら国家に支配され国有企業といわれている国資上場会社の企業統治を取り巻く外部監査・監督および監査システムを取り上げ、国有企業のガバナンスを明らかにしてみたい。

1. 国有企業改革の回顧

(1) 国営企業から国有企業へ

社会主義国家である中国はその制度から、国営企業が主な企業形態であった。私有制や外資系企業が認められていなかったので、当然ながら国営企業の改革が主な目標であった。当時の国営企業は大きな経済的問題を抱えてきて、1978年12月の共産党第11回3中全会で、“現在我が国有経済管理体制の大きな欠陥は大きな権限が中央に集中されているので、大胆に権限を下放し、企業にもっと多くの経営管理自主権を与えなければならない”という方針を打ち出した⁽²⁾。こういう方針に基づいて、率先して国営大型企業に経営自主権の拡大を実施した。

1978年から始まった改革開放の主な目標の一つが国営企業の赤字経営からの脱却であった。中国で初めて会社法（公司法）が採択された1993年の第8期全人代第1次会議で、国営企業は所有権と経営権の分離をはかり、経営権のみを企業に与えるいわゆる国有企業への転換が採択され、国営企業から国有企業と称することとなった。経営自主権を企業に与え、「放権讓利」（decentralization、下級政府や企業に権限を委譲し利益を分ける）の実施などの改革によって企業における赤字経営からの脱却は一定の進展がみられたものの根本的な問題の解決までには至らなかった。

従って、1997年共産党第15期全国大会では引き続き国有企业の株式制転換を決定し直ちに実施されたが、この転換は改革の大きな進展を示している。

国営企業から国有企业への転換は主として以下4つの段階に分けて示すことができる。

- ①1978年共産党第11期3中全会から同12期3中全会までの、企業の自主権拡大の段階、
- ②共産党第12期3中全会から1993年の同14期3中全会までの、所有権と経営権の分離の段階、つまり国営企業から国有企业への大転換である。
- ③共産党第14期3中全会から始まった近代企業制度の確立と国有経済の調整の段階、
- ④2003年から現在に至るまでは国资（国有資産）管理体制の改革の段階、である。

まず、1978年から始まった改革はその重点を国家と企業の関係に置き、企業と従業員の積極性の向上を図るのが目的であった。当時の状況から考えると、企業に対して経営自主権の拡大を推進し権限を与えることだけでも大きな進歩であった。要するに、企業に自主権を与えることで企業は独立採算制がとれる組織体となり、企業と従業員の積極性の向上がはかられる。

しかし、企業自主権拡大の改革はあくまでも計画経済体制の枠内での変革であって、この段階における国営企業の改革は計画経済全体の基盤を動かすところまでは至らなかった。眞の企業とは、自主経営、損益自己負担の組織体であるが、この段階の国営企業の改革は単なる商品生産者としての改革であって、自ら経営にも携わる組織体としての改革までは至らなかった。

所有権と経営権の分離段階に入って、改革の主体は国家の所有権と企業の経営権の分離、即ち国家が所有権、経営権を保有する国営企業の時代から所有権は国家に経営権は企業に与える国有企业への転換である。共産党第12期3中全会では、社会主义における計画経済発展の要求に従い、企業は経営自主権、損

益自己負担をはかる生産、経営両面の担い手として自己発展の能力を向上させることを打ち出した。この場合の主な狙いは、所有権、経営権の分離により、政企分離（行政と企業の分離）を促進させ国営企業から転換された国有企業をいち早く市場経済体制へ適応させることであった。

1990年代の初頭、国営企業の改革の中心は企業の経営メカニズムへの転換であった。引き続き所有権と経営権の完全分離、経営請負責任制（国営企業の国への利潤請負を内容とする経済責任制）の実施が改革の目標であった。しかし、経営請負責任制を実施しても完全な自主経営の実施ではなく、損益自己負担を実施しても良い成果を認められたとは言い難く、自己発展と自己制約ができる企業までには至らなかった。これは、これまで行われてきた所有権、経営権分離の実施では企業に与えている経営自主権のみ強調され、企業が法人として財産権を持つべきであることまでは認めなかったことを示している。要するに、自主経営、損益自己発展、自己発展、自己制約などがまだ制限されていることを示している。

こういう状況を踏まえ、共産党第12期3中全会から1993年の同14期3中全会前までは、主として所有権と経営権の徹底的な分離を図ることが採択され、1993年全国人民代表大会第8期全人代第1次会議でようやく国営企業から国有企業への転換を決めた。これは画期的な転換であった。そして中国共産党第14回3中全会では近代企業制度の確立⁽³⁾、同第14回5中全会において国有企業の分布の調整が採択された。

こういう改革の本質は財産権改革と所有制構造の改革と同時に、社会主义市場経済の確立が主要な狙いであった。中国共産党第14回3中全会で採択された「社会主义市場経済体制立に関する若干問題の決定」では、「産権清晰（明確な国家の国有資産所有権と企業の法人財産権）」、「政企分離（行政の企業生産経営への不介入）」、「権責明確（明確な出資者の所有者権益と責任、企業の損益自己負担）」、「管理科学（科学的な組織管理制度）」が国有企業改革のキー

ワードとなり、明記された。財産権関係をはっきりさせることこそが、近代企業制度確立の主な特徴であると強調されているが、こういう漸進的な改革は主に所有権、経営権分離を中心とした一連の改革が試行錯誤を繰り返しながら行われてきたことを示している。

(2) 国有企業の改革—整理されながら肥大化

現在、中国における広義の国有企业は3つに分けられている。

一つは、政府の中央官庁である国有資産監督管理委員会（SASAC、以下国资委と略す）直轄の中央企業であるが、主として公共製品を提供している軍事、電信分野の諸企業、自然独占製品を提供している石油分野の企業、競争製品を提供する製造業、建築、貿易など領域の企業である（地方の国有企业は地方国资委の管轄下に置かれている）。

二つは、銀行監督管理委員会、保険監督管理委員会、証券監督管理委員会の直属企業であるが、主として金融業である。

三つは主として、政府その他部門または集団、団体の直属企業であるが、タバコ、金、鉄道、港湾、空港、放送（ラジオ、TV）、文化、出版などが含まれている。

ここでは、国资委管理下に置かれている中央企業（以下央企と略す）を取り上げる。長期に亘って国有企业は中国経済の重要な柱の役割を果たしてきたが、前世紀90年代半ば、国有企业の経営は芳しくなく、2/3以上の国有企业が赤字経営からの脱却ができない、政府にとっては“一番難しいかじり取って食べる骨”と言われていた。中央政府は1997年から国有企业の「苦境脱出3カ年計画」を表明し、企業自らの抜本的な改革の実施を促すと同時に「改革、改組、管理強化」と関連の解決措置が講じられ国有企业の負担減に働きをかけた⁽⁴⁾。政府による公的資本の注入、国内外資本市場への融資、「債転股」（債権の株式への転換）の実施、中央準備金の整備、利子付き貸出などの措置が講じられ2006年

には国有企业、とりわけ央企における経常利益が1兆元を超えたが、そのなか、100億元を超えた企業数が19社に上り、19社がFORTUNE誌のベスト500社入りを果たし、2003年より10社が増えた。2008年に入って国有企业の上納利益の中では央企が80%強を占め⁽⁵⁾、とくに2008年のリーマンショック以降、国有企业はさらに公共事業と共に政府の投資を受け、景気回復にはたした成果を『中国モデル』とまで呼ばれるようになって国有企业が重視されるようになった。

しかし、国资委における2013年7月の公表によると⁽⁶⁾、央企における上半期の利潤は前年同期比18.2%増の6,315億元に達したものの、営業収入は利潤上昇率の1/2にしか届いていなかった。また、北京GK Dragonomics（竜洲経訊）研究主任の白安儒は、国有企业の資産総額が2006年から2008年間に2倍近く上がったが、それは中央政府が市場に投じた4兆元の景気刺激策の大きな恩恵を受けたからだと述べている。しかも国有企业の資産収益率（return on assets；ROA）は5%から3%に下がった⁽⁷⁾。

国有企业は継続的に政府の恩恵を受けながらも実際の経済活動の効率は低下しつつある。中国の資源、エネルギー分野をほぼ独占している中国の石油や電力、そして通信、銀行など多くの国有企业の営業収入は一応世界トップ100位まで名を連ねている一方、中国の大・中規模企業資産の4割強を占めているにもかかわらず上納利潤は3割弱しかなく、雇用面でも2割しか提供していない⁽⁸⁾。央企における82.8%の資産は石油・石化、電力、国防、通信、運輸、鉱山、冶金、機械など8つの業種が占めている⁽⁹⁾。

30年以上にわたる改革開放は上述如く国営企業から国有企业、株式制の導入に伴う出資関係の多様化や上場の実現などで企業の競争力を向上させ企業統治の強化に努めてきた。央企は、設立当初の196社から競争力の向上を図るため統合が行われ、2013年11月現在時点で113社となり資産総額も設立当初の3.6兆元から2012年末現在の6.8兆以上に増加した⁽¹⁰⁾。しかし、その多くが資源・エネルギー、インフラ、通信などの分野に集中しており、ほぼ独占状況にあるのも

事実である。

央企の企業統治をみると、企業経営レベルでは市場メカニズムに基づきつつ、資本関係では国资委が国有株主を代表して国有企业を支配する責任を有しており、資産管理、人事およびほかの重要経営事項についても監督・管理することになっている⁽¹¹⁾。国有企业における企業統治の透明度の向上、資本構造の多様化に向けた取り組みといった改革は、現状では既得権益や政治・社会体制改革にもかかわる難題となっているのも事実である。1993年採択された中国の会社法（公司法）では、国有企业は独立された企業法人であると定めているが、実質上は経済活動を行っている自主的な組織体ではなく、国有銀行から優遇措置を得ているほか、さまざまな補助、税優遇策を享受し、配当は競合各社を大幅に下回っているとの批判も少なくない。

国有企业は一連の改革を通じて一時期まで整理されたが、胡錦濤政権下で再び肥大化され、とくにリーマン・ショック後の対策で多くの資金が注がれてい る。大きいが、弱くない企業の現状下で競争力の向上のため、より健全な企業統治の構築が望まれる。

(3) 改革に伴う国资企業の4形態

国有企业から株式制に看板を塗り替えたものの依然として国有資本が中心である現実下で、いかに国有株の放出（国有股減持）を図るかが大きな議論となり、改革の一環として国有企业を更に絞り、株式制企業の構造改革に大きな進展がみられた。

2008年の第11回全人代常務委員会第5次会議では「企業国有資産法」が可決されたが、従来の国有企业は国有独資企業、国有独資会社（公司）、国有資本の持株支配会社（国有資本控股公司）、国有資本株式参加公司（国有資本参股公司）の4形態に集約された。国有独資企業以外、全てが株式制である「企業国有資産法」を振り返ってみると、国有企业はもはや国有という名称から“国

家出資企業”と称するようになった。

1978年12月の共産党第11回3中全会で改革・開放が宣言されて以来、1980年代から、国有企業における経営層と上級機関と関係、企業と政府、共産党组织との関係、企業内工場長（社長）と企業の共産党責任者との関係に関する議論が産業界のみならず学界でも活発に行われた。議論の焦点は“決定権は誰にあるのか”に絞られ、1990年代に入ってからは、その延長線上として近代企業制度の確立が制度改革の柱となってさらに進められ、一定の成果がみられたが、制度転換によって株式化された国有企業が資本構造の変化によって企業の性質を変えていく試みである。つまり、国家資本が投資された企業は“国資企業”であると言うことである¹²⁾。

2003年10月に開催された共産党第16回3中全会では、“株式制は公有制の主要な形態である”という方針が打ち出された。さらに、中国共産党中央委員会の「社会主義市場経済体制の若干の問題に関する決定」では、株式制形態は公有制企業の一形態であり、「姓資姓社」論を論ずることではない。株式制によって公有制が多様化され、全人民所有制、集団所有制だけに拘る必要はないと明記された。なお、興味深いことは共産党16回全会報告では従来の“国有企業の改革”という表現から“国有資産の改革”に変わった点である。要するに、国家の役目は国有資産の管理だけで、経営から退き、企業に責任を委ねるという意味である。

2008年10月第11回全人代常務委員会第5次会議で可決され翌年5月1日より執行された「企業国有資産法」では従来の国有企業の範疇が絞られたが、引き続き国民経済の命脈に係わる重要業種と領域には必ず国有経済が支配的地位を保持しなければならないと示された点が注目されている。

「企業国有資産法」の第5条により、従来の国有企業は上述の四つの形態に分けられる。つまり、国有独資企業、国有独資会社（公司）、国有資本の持ち株支配会社（国有資本控股公司）、国有資本株式参加公司（国有資本参股公司）

表1 中国の企業形態

所有制形態による分類

全人民所有制企業：国営企業 → ①国有企业 → ②株式制 → ③国資企業

①1993年第8期全人代第1次会議で、国営企業から国有企业への転換を決定

②1997年共産党第15期全国大会で、国有企业の株式制転換を決定

③2008年第11回全人代第5次会議で可決された「企業国有资产法」によって国有企业と国有株式制企業が国資企業として4形態に

1. 国有独資企業、2. 国有独資公司（株式制）、

3. 国有持ち株公司（株式制）、4. 国有資本参加公司（株式制）

集団所有制企業：

都市の行政部門が出資、経営する企業、都市の労働者又は農民の共同出資、経営する企業

私有制企業：

1978年の改革開放から徐々に復活

雇用人数 ≥ 8 人 私営企業 雇用人数 < 7 人 個体戸（自営業）

法形態による分類（株式制企業）

有限責任会社（公司）：a) 国家全額出資有限責任会社（国有独資公司）

b) 私営有限責任会社

c) 有限責任会社（国家独資会社と私営有限会社を除く）

登記資本の最低額：

1) 生産を主とする会社50万元 → 3万元

2) 商品卸業50万元 → 3万元

3) 小口販売業30万元 → 3万元

4) 科技開発・情報提供・サービス業10万元 → 3万元

5) 特定業種：必要に応じて別途制定

d) 一人有限責任会社（一人の自然人株主又は一つの法人株主）の設立可、登記資本金最低限度額10万元

株式有限会社（公司）：a) 株式有限会社（私営株式会社を除く）、

b) 私営株式有限会社

登記資本の最低額：株式有限会社の登記資本の最低限度は、人民元1千万元 → 500万元

（「中華人民共和国公司法」（会社法）は、93年12月29日公布、翌年7月1日より施行；05年10月大改正、06年元旦より施行）

その他（中国進出外資系企業） 略

出所：金山 権『中国企業統治論—集中的所有との関連を中心に—』学文社 2008年9月 pp.81, 83, 85より整理

である（表1）。

国資企業の4形態は、

①国有独資企業

全額国家出資の非株式制の国有企業である。

1988年4月第7期全人代第1次会議で採択、88年8月1日より施行された「全人民所有制工業企業法」に基づいて設立された国有企業の形態である。株式制への制度転換に伴い、国有独資企業のシェアは減ったものの近年は逆に国有独資企業（国有持ち株会社を含めて）がやや増えている状況（表2）である。

②国有独資会社（国有独資公司）

中国では株式制企業を公司と称するが、国家が授權した投資機構または部門による100%の出資で設立された株式制の国有企業である。会社法では株式有限責任の会社（公司）と称している。国有独資会社の特殊性は、国家が唯一の株主である点である。例えば、国資委は央企の株式を100%保有している。現在国資委直属113の央企の中で完全支配下に置かれていない企業は第107位の上海貝爾株式有限会社（Alcatel-Lucent）の1社のみ（しかし、国資委の支配下に置かれている）である。地方でも同じく、地方政府が100%の地方の直属企業の株式を保有している。表2からもわかるように、近年全国における国有独資会社の数は大きな変化はなく、依然として国有経済が支配的地位を保持していることが伺える。

③国有資本の持ち株会社（国有資本控股公司）

「中華人民共和国公司法」に則って設立された国有持ち株会社である。

持ち株会社は、純粹持ち株会社と事業持ち株会社の2つに分けられる。国家の単独全額出資、または相手会社の50%以上の株式を所有している。主に資本経営とその他の生産経営に従事している株式制国有企業である。中国では、非株式制の国有独資企業と株式制の国有持ち株会社に関する統計データは合計で示している。

表2 大規模工業企業全体に占める国資企業の割合

企業数および年度		2010年		2011年		2012年	
全国規模以上工業*企業数		452,872	100%	325,609	100%	343,769	100%
国 資 企 業	国有独資企業	20,253	4.47	17,052	5.24	17,851	5.19
	国有持株会社						
	国有独資企業（公司）	1,479	0.32	1,341	0.41	1,444	0.42
国有資本参加企業		n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a

出所：中華人民共和国統計局『2011 中国統計年鑑』p.499, p.516, 『2012 中国統計年鑑』p.501, p.518, 『2013 中国統計年鑑』p.473, p.481, より筆者作成

*：年間売り上げ500万元以上の企業を指す。『統計年鑑』では国有独資企業と国有持株会社の合計数しか示されていない。

④国有資本参加会社（国有資本参股公司）

文字通り、国有資本参加の株式制企業である。

相手企業への資本参加で、相手は国有企业とは限らない。「企業国有資産法」では、企業形態として国有資本参加企業が一つの企業形態となっているが、表2からも分かるように全国規模以上の工業企業の中で、国有資本参加企業は国有企业の統計に示されていない。総じて、国有企业の中で国有資本参加企業以外の状況については2010年から2012年までの推移をみると国有資産のシェアは増えつつあり、大型国有企业は“政府型企業”となっている状況は大きな変わりはみられないが全体の競争力アップのためいかに企業統治の最善をはかるかが注目されている。

2. 国有企業の企業統治—外部監督・監査

国営企業から国有企业に転換、そして株式会社に看板が変わり、国有株を中心となっている国有株式会社を中心とする上場会社に対する外部のサイドからどのように監督管理が行われているのかは企業統治の健全化を図る上で肝心な問題である。ここでは専ら企業統治の最善を目指す上で重要な一環となってい

る外部における監督・監査を取り上げる。外部監督・監査のシステムは概ね三つに分けられている。

一つは、証券、先物取引市場の主管機関である中国証券監督管理委員会、二つは企業統治と関連の政府関係部門（例えば、財務省、国有資産監督管理委員会など）、三つは証券取引所と証券登記決算会社である。

(1) 中国証券監督管理委員会

中国証券監督管理委員会（以下、証監会と略す）は、国务院直轄の機関として法律、法規に基づいて、全国証券先物取引市場の統一管理、市場秩序の維持、コンプライアンスなどの面に関する国务院の授權を行使している機関である。証監会は、2001年1月7日、上場会社の企業統治準則（Code of Corporate Governance for Listed Companies）を公表し、同年8月16日、独立取締役の導入に関するガイドライン（Guidelines for Introducing Independent Directors to the Board of Directors of Listed Companies）を公表した。これは米国型の企業統治を導入した規定となっている。加えて、日本より明確でわかり易い規定となっていることと、かつ早期に導入していることが注目される。

中国証券法では、証券市場と先物取引市場における主管機関は証監会であると定めている。証監会および派出機構は法律、法規に基づいて証券業全体の業務の集中統一管理を実施し、中国銀行監督管理委員会（銀監会）、中国保険監督管理委員会（保監会）との間に定期または不定期の3者連絡会議を開き、重複されている監督管理分野に関しては即時の連絡と協調をとりながら、抜け穴の防止に努め、法律法規執行の有効性と実施の規範性の確保に力を合わせることを定めている。

持続、公平、透明、健全の諸点にもとづいて発展し、証監会としての執行能力を高めるため、証監会内に18の職能部門、一つ査察局（総隊）、三つのセンターを設置し専ら証券市場と先の取引市場での監督管理に力を注いでいる。な

お、「会社法」に基づき連続3年間経営赤字の企業は上場から取り消す。証監会は権力機関として、立法権、執行権、採決権の3権を掌握して、いわば三位一体となっている。社会主义市場経済のスローガンの下にまだ計画経済の性格が保持され、試行、規則、規定、指導意見などを策定しながら問題がない場合は法律を作つて法規制を行う。すべてを直ちに法規制で取り組むことはやらない。なお、市場経済、資本市場、証券市場は市場経済に依存して国際的な投資に適応できるようになっている。1993年最初の「公司法」(会社法)、98年最初の「証券法」の採択から今日までの企業統治の構築の推移を見ると、まず、最初に規則、規定、指導意見などが打ち出され、つぎに執行状況を検証しながら最後に立法化するという方法がとられ、整備、充実されつつある。

証監会は、全国に36の証券監督管理局を設け、上海、深圳に証券監督管理事務所が設置されているが¹³⁾主として上場会社への監督管理に関しては管轄地域における監督管理責任制を徹底的に貫いている。

(2) 企業統治関連の政府関係部門

一つは、財政部(財政省)である。国务院の主要組成官庁として、企業統治に関連しているのは、①財務、会計に関する法律、法規の草案、制度の制定、②国家と企業における分配政策の制定、企業の支援にあたる中央財政支出の管理、「企業財務通則」の制定、実施、央企の財務の監督管理、国有資本収益の管理、企業の年度財務決算の総括分析、資産評価に関する行政管理、③会計規則(規則)、「企業会計準則」の制定と監督、政府予算、行政と事業部門および各業種の会計制度の制定と監督、公認会計士、会計士事務所業務の指導と監督、社会監査の指導と管理、外国会計士事務所設置の許認可、などである。

もう一つは、国资委である。国务院の直接特別設置機関として企業統治との関連としては、①国务院の授權機関として、「公司法」など法律と行政法規に基づいて出資者職責をはたし、央企(金融業企業を除き)の国有資産の管理監

督を行い、国有資産の管理を強化する、②管理監督対象企業の国有資産の維持・増値の責任を負い、国有資産の保値・増値指標体制の構築と完全をはかる。査定標準を制定し統計を経て監督管理対象企業における保値・増値の進捗の監督管理を行い、所管企業の賃金配分を管理し、所管企業責任者の収入配分政策の制定と実施を行う、③国有企業の改革と再編を指導し、国有企業の近代企業制度の構築を推進し、企業統治構造の最善を尽くし、国有経済分布と構造に関する戦略的な調整をはかる。

(3) 証券取引所と証券登記決算会社

証券取引所の役割は、巨大な経済と社会機能を発揮している組織として証券市場の“経営者”であると同時に、証券取引の必要な場所、施設を提供、証券取引所の業務規則の制定、株式上場の審査、証券取引の組織と監督、上場会社への監督管理、取引市場情報の管理と公布、などである。

中国では、上海と深圳の2つ証券取引所が設けられ、上海証券取引所は1990年11月26日設立、深圳証券取引所は同年12月1日にそれぞれ設立された。自律管理の法人として、証監会の直接管理下に置かれ、証監会による過度な直接関与は統治構造上の問題となっている。関与が多いため、証券取引所における独立性が欠けていて、証監会が証券取引所の主な人事権を握り、反って証監会の“付属機構”となっているといわれている。日本、欧米では、証券取引所、市場（投資家）の監視、規制が重要であるが、中国の証券取引所としては眞の“自律管理”の取引所としての機能の発揮までは至っておらず課題が残されている。証券取引所経営トップの任免権は証監会に有することなどから、取引所の意思決定機関である理事会、業務執行責任者の会長の任命制度の改革、取引所情報公開などが問題視されている。

中国証券登記決算公司は、「中華人民共和国証券法」と「中華人民共和国公司法」に基づいて2001年に証券法で定めた証券登記決算における集中・統一運

當の条例に基づいて、国务院の許可、中国証券監督管理員会の認可を経て設立された。証券市場と国際化の要求に基づいて開放、開拓を掲げ、市場リスクの防止と市場能率の向上をはかり、証券市場における更なる発展とサービス提供を目指すことが方針となっている。証券登記決算公司の職能は、証券口座、決算口座の開設と管理、証券の預金、名義書き替えの管理、証券名義人登記と権益管理、証券と資金の精算と関連管理、発行人の委託を受け証券権益の発行、証券登記決算業務に関する査問、情報、諮詢とトレーニングなどサービスの提供、などである。証券取引の登記、保存管理と決算サービスを提供している証券登記決算公司は、2010年11月1日の「証券登記決算業務参与機関の自律管理措置の実施細則」の公布、実施⁽¹⁴⁾に伴い、中国の証券登記決算で初の全面的にシステムが規範され、調整されている自律的な管理措置が構築され、統一的で効率よい、厳密な証券登記決算の自立的な監督管理体制が確立したことを示している。

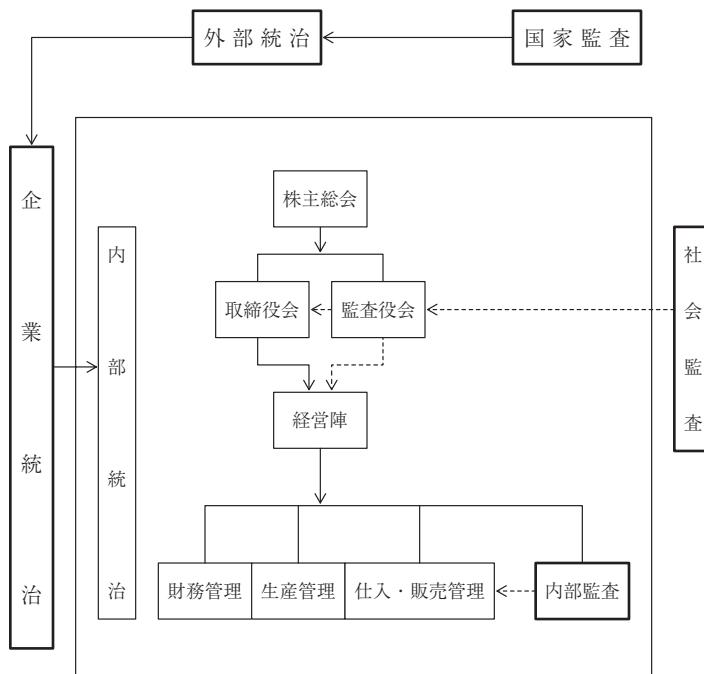
総じて、上場会社に対する監督管理システムは一応整備されていると思われるが、上記の“政府型企業”に対する三つの監督管理システムがいかに活動し機能を発揮するかが注目されている。

3. 国有企業に対する監査システム

企業は普段三つの面からの監査を受けている。それは外部監査としての政府監査、社会監査と社内監査としての内部監査の3つである。政府監査は政府関係部門からの監査、外部監査は社会会計仲介機関の監査であり、内部監査は企業内部の監査、つまり内部会計監査である。ここでは、国有有企業に対する三つの面から監査システムを取り上げる。

企業統治全体の枠からみると図1で示されている通りである。企業統治における監査システムからも分かるように、中国における企業統治は概ね外部統治と内部統治に分かれているが、上述のように外部統治は主に企業に対する国家

図1 企業統治における監査システム



出所：金山権（2000）『現代中国企業の経営管理』同友館, p.102, 金山権（2008）

『現代中国企業の経営管理』同友館, p.189, 中国内部審計協会網（2006, 12）
「試論公司治理与内部審計的関係」などより作成

監査で、政府部門からの監査を指す。企業の内部統治は監査役設置会社である日本の統治構造と類似している。企業内部会計監査は、会計仲介機関による監査、社会監査、企業内部自らの監査などを指している。監査とは、取締役会内の一つ専門委員会として、主に内部監査を行うが、財務諸表の公開、内部支配プロセスへの監督などである。

内部監査の内容は様々であるが、主に企業の規模、形態、管理部門の要求に基づいて行われている監査活動の現状を総合してみると、

①内部監査環境は、国家監査の補充として、立法が遅れ、規範化されていない

が体系が次第に形成されつつある、

- ②内部監査構造は、監査役会は監督と提言権のみとなっているのが現状である、
 - ③内部監査人員は、レベルの向上が問題視されている、
 - ④内部監査方法、従来の伝統的監査方式が中心である、
 - ⑤内部監査内容は、主としてインフラプロジェクト、経済活動、各契約、財務取支が対象となっている、
- などであるが、遅れている内部監査環境の整備、監査員のレベルアップ、国際化へのリンクをはかることなどの改善が望まれる。

(1) 外部監査—国家監査

外部監査は、政府機関と企業から独立した国家監査機関による監査と独立会計事務所などによる委託業務で行われている監査である。国家監査は国家ガバナンスの重要な一部分として監査を行う際に起きている諸問題に対して体制とメカニズム上から問題発生の根幹を探り、制度の完全をはかるためと国家ガバナンスの実行に必要な助言を行う。

監査とは、「経済活動および経済事象に関する言明（assertions）と設定された基準（criteria）との合致の程度を確かめるために、これらの言明に関する証拠を客観的に入手し、評価し、さらにその結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な（systematic）プロセス」である⁽¹⁵⁾。

国家監査は国家統治機関監査システムの執行部門として国家統治における意思決定に従い、国家統治執行における監査の役割を果たしている。本質的には国家統治システムのなかでの“免疫システム”である。国資企業が中心である上場会社への国家監査は、日本の会計検査院に相当する政府機関であり、国务院総理の指導下で全国の監査業務を主管している。上場会社に対して、企業資産の劣化、会計情報の信頼性低下、国有資産の流失等の未然防止を重点的に取り扱っている。そして、市場経済のルールに則って秩序を維持・促進し企業法

人の内部統制システムの改善につとめ、企業経営の効率性の向上に重要な影響を及ぼすように、建設的な提言を行っている。

国家監査は国家監査機関が法に則って実際の監査を行うが、その目的は、国家財政、財務収支の真実を明らかにし、国家財政秩序を維持し腐敗を防ぎ、清廉な統治構造を保つためである。国家財政、財務実行を側面から監査する有効な手段であると中国政府は強調している。「中華人民共和国監査法（審計法）」では、国家監査機関は法律の規定に基づいて監査活動を行う独立の中央官庁であり、その他の行政機関、社会団体、個人の関与を受けないと規定されている。1983年に設立された中華人民共和国審計署（監査署）は国务院総理の直接指導を受ける中央官庁として審計署のトップである審計長は閣僚級であり各地方にも監査機関が設けられている。

(2) 外部監査—社会監査

外部監査とは、監査を受ける内部組織による監査ではなくその組織とは関係のない第三者による監査制度のことを指すが、社会責任の達成状況の監査という概念で普及、実行されている。外部の専門家と契約を結び、契約に基づき監査を行う。中国の外部監査と呼ばれている社会監査は、主として社会監査法人による監査である。会計、税務、資産評価、経営コンサルタントなど分野に携わる専門人材が集まり、企業における代理記帳、会計制度の設計、代理税務、資産評価および経営コンサルタントなどのサービスを提供している。

実際、外部監査の効果はどうなっているのか。喬春華、蔣蘇娅⁽¹⁶⁾は、会計事務所の独立、公正な職責を果たす重要性を取り上げたが、営利組織である会計士事務所は利益上の魅力で経営陣に偏らざるを得ない恐れもあり得ると示している。こういう場合、財務の支配権が経営陣に握られ、それによって経営陣が取締役会に替わって会計監査員を招聘し、会計監査員は仲介立場の客觀公正な地位が失われ意思決定は破壊され執行、監督の有効性が失われる恐れがあると

指摘している。冷洪⁽¹⁷⁾は、中国の企業統治構造の不完全によって、元来企業監査における委託側、被監査側と監査側の3方関係における委託代理関係が実質上2つの関係、つまり企業自ら監査事務所に委託して自社に対して監査を行い、企業自ら関連の監査費用などを決める。監査関係のアンバランスによって、会計事務所は被監査側に従い延いては企業側と共謀で行動してしまう。会計事務所と被監査側との関係は公認会計士の独立性が損なわれ監査の質も落ちてしまうと指摘している。しかし、肖作平⁽¹⁸⁾は、企業統治が完全な企業の監査レベルは、統治レベルが低い企業よりかなり高いと述べ、庄立、王玉蓉⁽¹⁹⁾は、企業統治の構造は監査独立性の保持に大きく影響を与えていると示している、など企業に対する社会監査の重要性はいうまでもないが、監査の効果は別である。

企業統治レベルの改善は監査人の独立性と監査の質の向上に大いに寄与していて、企業統治自体は監査レベルの向上に外部要因として直接関わり、監査に対する経営の陣の阻害を軽減している。健全な企業統治メカニズムの下で、権力のバランスと外部の法規は経営陣行動を拘束し、によって監査質向上が期待されるが、独立性と監査の質が課題となる。

(3) 内部監査—社内監査

内部監査は社内監査として、監査を受ける企業内部者が内部統治の有効性、財務情報の真実性、完備性および経営活動の効率と効果などに対する一つの評価活動である。

内部監査 (internal audit) とは、「組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務、および特定の経営諸活動の支援を行う診断業務」がその本質とされるものである⁽²⁰⁾。

上場会社における内部監査は、株主と株主総会に対して会社経営の全般状況

の開示ができ、株主総会による正しい意思決定の採択に役立つ。また、経営陣に対して経営上欠けている問題点または外部評価を即時に取り入れ、外部監査と監督・管理機関による企業内部ガバナンスへの分析ができる。そして、監査と監督・管理リスクの回避、投資者へ企業の経営業績と発展展望への客観的な評価により投資リスクを最小限に抑えられることなどができる。従って、内部監査は、内部監督の強化と補完がはかられ、企業統治における監査の欠陥が補われるといわれている。

内部監査は、企業統治と企業の経営活動は緊密に融合している⁽²¹⁾。近年、中国国内でも内部監査に関する数多くの研究が報告されている。内部監査は企業内部支配の重要な一環、企業統治の重要な一部分であり、内部支配の発展には企業統治の推進が必要であると同時に企業統治の健全化には有効な内部支配のバックアップが必要である⁽²²⁾。時現⁽²³⁾の研究では、内部監査が企業統治に与えている影響を取り上げ、内部監査こそが企業統治の主要内容であり、内部監査の結果が企業統治に大きく影響を与えていていることを示唆している。張偉⁽²⁴⁾は、内部監査を企業統治の主なプロセスとして位置づけ、内部監査は主にリスクの回避と企業価値創造に置くべきであると主張している。なお、畢秀玲、薛岩⁽²⁵⁾は、内部監査と企業統治は相互補完関係をもち、内部監査は企業統治の重要な支配と監督の役割をはたし、企業統治は内部監査の支配環境と制度の基盤を決めるといい、喬春華、蔣蘇姪⁽²⁶⁾は、有効な内部支配と財務報告の健全化を図るための内部監査員の役割を取り上げている。

内部監査が効果的にその目的を達成するためには、監査結果としての助言・勧告が公正・かつ客観的なものでなければならない。また監査活動そのものについても、他からの制約を受けることなく自由に、かつ公正な態度で業務を遂行し得る環境になければならない。従って内部監査は、その監査の対象となる活動から組織的にもまた精神的にも独立している必要がある。完全な内部監査の構築には有効な企業統治システムの支援が必要であることはいうまでもな

く、企業価値の向上にも直接関係している。内部監査によって企業の損失を防ぐことができるが、内部監査のコストが企業の損失より少ない時、当然ながら企業の価値は上がる。内部監査の存在は企業の経営者と職能部門にとっては良好の監督となり、企業経営の改善につながる。こういう受け身の“自律” 자체は客観的に企業価値の増加にシフトされる。

近年、中国経済の国際化、グローバル化の進展に伴い、企業監査も重視されつつあり、とりわけ内部監査は一定の進展が見られている。それと同時に監査への認識、監査人の地位および資質などでは課題が残されているのも事実であり、とくに央企における内部監査はどこまでどの程度の実施ができるのか、疑問は残されている。監査制度は良好な企業統治システムの構築および推進に大きく関係し、取締役会と国有資産管理監督機構と内部、外部監査の架け橋の役割を果たしているが、問題はその制度的なものよりもむしろその運用にあると考えられる。

おわりに

中国では、計画経済から市場経済への転換過程において、企業における所有権と経営権の分離に伴い国有資産の管理が重要視されると同時に外部監査の重要性も次第に高まりつつあった。本稿では、国有企業改革の回顧からはじまり、その改革を国営企業から国有企業へ、株式制に転換された国有資本を中心となっている国資企業の新しい企業形態を取り上げ、分析を試みた。なお、企業統治構築とのリンクを図りながら証券監督管理委員会を中心とする外部監督管理システム、上場企業を取り巻く内・外部監査システムの考察を行っている。

30数年来の国有企業の改革を振り返ってみると、以下のようにまとめられる。
①改革の中心は一貫して漸進的に国営企業から国有企業、株式制、国有資産の改革である。公有制は引き続き主体的な地位を占め、国有企業の肥大化、“政府型企業”の状況は変わらないことを示している。

②国有企业の赤字体質からの脱却をはかるには制度よりも産業独占からの脱却が望ましい。現状では、石油、石化、電力、国防、通信などはほぼ国有企业における独占状態である。

③企業統治における外部監督・監査システムが整備されつつあり、企業自らの内部監査のみならず外部監査の重要性も次第に高まりつつある。企業統治構築とのリンクを図りながら証券監督管理委員会を中心とする外部監督管理システム、上場企業を取り巻く内・外部監査システムが整備されつつあり、国有企业の企業統治の効果が期待される。

今後、改革は国有企业、とくに央企を中心とする国有資産改革が中心となり、一方では対外開放を通じて経営メカニズムの改善をはかると同時に企業の競争力の向上に力を尽くすことと、もう一方では国有株の放出が講じられなければならないと考えられる。実際、2011年から始まった第12回5ヵ年計画をみると主な国有資産改革が央企に偏っている。央企は再編によって数は減っているが、変わらない優遇された環境下で逆にその規模は益々大きくなつて、その経営効率も顕著な効果は見られない。例えば、国有と非国有工業企業資産総額における貢献率（利潤、税金、利息対総資産の比 Ratio of Profits, Taxes and Interests to Average Assets）をみると、国有と国有持ち株工業企業：13.63% 私営工業企業：20.82% 外資系（台湾、香港、マカオ含む）：15.25% である²⁷⁾ことからも更なる企業統治の改革・推進が望まれる。国有企业改革と企業統治においては、国有企业の独占してきたこれまでの体制を多元化し、分散化をはかり、いかに市場経済に転換させ、推進しガバナンスの最善をはかるかに関係するが、その行方を注意深く見守ることとしたい。

注(1) 5年に1度の党大会のあと3回目に開かれる会議のことである。5年間で計7回の全体会議が開かれる。1回目である1中全会では共産党指導部の人事を決め、2中全会では国家人事を決め、3中全会では経済分野の政策を話し合い、4中全会では人民解放軍指導部人事を決め、5中全会では国民経済5ヵ年計画を確定、6中全会では国民“精神文明建設”的話し合い、7中全会では次期共産党指導部の人選を決める、などである。改革・開放30数年以來最も有名な3中全会とは、

- 鄧小平の指導による改革・開放の起点といわれている1978年12月に開催された中国共产党第11回3中全会である。
- (2) 中国共产党11回3中全会公報、1978年12月22日
 - (3) 近代企業制度には以下の4つの項目が含まれている。①財産権の明確化＝国有か株式会社か、②権力と責任の明確化＝企業／政府の相互依存体質の排除、③行政と企業の責任の確化＝企業の社会運営の行政への移管、④科学的管理指導体制の確立＝株主総会、取締役会、監査役会、労働組合などの規範化。金山（2000）『現代中国企業の経営管理』同友館 p.112
 - (4) 詳しくは拙稿「『苦境脱出3カ年計画』目標の実現は本当に果たしたのか」『産研通信』（桜美林大学産業研究所）No.55、2002.11.30を参考されたい
 - (5) Baidu百科 <http://baike.baidu.com/view/481701.htm> 2013年9月10日アクセス
 - (6) 「国资委：2013年上半年中央企业利润同比增长18.2%」2013年7月29日 『中国政府網』http://www.gov.cn/jrzq/2013-07/29/content_2457565.htm 2013年8月1日アクセス
 - (7) 2013年11月11日「改革前景或让国企管理者采取守勢」英国《金融时报》米強 吉密欧 北京報道 <http://www.ftchinese.com/story/001053375?full=y> 2013年11月21日アクセス
 - (8) 朝日新聞2013年11月7日（木）朝刊
 - (9) 2008年11月30日新華社通信
 - (10) 金山（2008）『中国企業統治論—集中的所有との関連を中心に—』学文社 p.116および国资委HP（2013年11月25日アクセス）から
 - (11) 「企業国有资产監督管理条例」2003年5月公布（国务院常務会議にて可決）
 - (12) 金山権（2008）『中国企業統治論—集中的所有との関連を中心に—』学文社 pp.78-79
 - (13) 『中国上場企業企業統治発展報告』2010.12 中国金融出版社 p.14
 - (14) 『上海証券報』2010年11月1日
 - (15) 西崎賢治（2006）「中国の国有企业監査の基本構造—国家審計署と注冊会計師の関係—」『三田商学研究』
 - (16) 喬春華、蔣蘇姪（2006）「審計在公司治理結構中的地位与作用」『審計研究』No.1
 - (17) 冷洪（2007）「影響注冊会計師審計質量的因素分析」『財会研究（甘肅）』2007 No.12
 - (18) 肖作平（2006）「公司治理影響審計質量嗎？来自中国資本市場的實証証拠」『管理世界』2006, No.7
 - (19) 庄立、王玉蓉（2008）「注冊会計師審計質量影響因素研究文献述評」『財会通訊（學術）』No.2
 - (20) 日本内部監査協会ホームページより、平成16年6月改訂「内部監査基準」
 - (21) Carcello, J. V., D. R. Hermanson, and K. Raghunandan. 2005. Factors Associated with U.S. Public Companies' Investment in Internal Auditing. *Accounting Horizons* (June): 69-84
 - (22) 陳艷利、劉英明（2004）「基礎于公司治理的内部審計問題研究」『審計研究』No.5
 - (23) 時現（2003）「現代企業内部審計の治理功能透視」『審計研究』No.4
 - (24) 張偉（2004）「基于治理層次的内部審計 一種価値創造活動」『審計研究』No.4
 - (25) 畢秀玲、薛岩（2005）「我国内部審計質量控制問題及対策研究」『審計研究』No.3.
 - (26) 前掲16
 - (27) 中国国家統計局『中国統計年鑑（2011）』

主な参考文献

- 厚東偉介（2013）『経営哲学からの責任の研究』文眞堂
 菊池敏夫・太田三郎・金山権・関岡保二編著（2012）『企業当地と経営行動』文眞堂
 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介（2008）編著『企業の責任・統治・再生』文眞堂
 菊池敏夫（2007）『現代企業論 責任と統治』中央経済社

- 金山 権 (2008) 『中国企業統治論—集中的所有との関連を中心に—』 学文社
金山 権 (2000) 『現代中国有企業業の経営管理』 同友館
中国国有资产监督管理委员会, 上海・深圳証券取引所, 中国内部審計協会などの HP
中国国家統計局 『中国統計年鑑』 2011年, 2012年, 2013年版